

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
＜コア資本に係る基礎項目＞ (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	32,393		32,700	
うち、出資金及び資本準備金の額	4,581		4,609	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	27,893		28,171	
うち、外部流出予定額(▲)	▲67		▲68	
うち、上記以外に該当するものの額	▲13		▲13	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	436		433	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	436		433	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,829		33,133	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	37	24	16
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	37	24	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

(単位：百万円、%)

項目	平成27年度		平成28年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24		24	
＜自己資本＞				
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	32,805		33,109	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	180,146		189,417	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	▲30,381		▲20,528	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	37		16	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲30,418		▲20,545	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,781		20,574	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	200,928		209,992	
＜自己資本比率＞				
自己資本比率 (ハ)／(ニ)	16.32%		15.76%	

注1 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
 注2 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 注3 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成27年度			平成28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,004	—	—	4,976	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,300	—	—	9,914	—	—
地方公共団体金融機関向け	303	10	0	103	10	0
我が国の政府関係機関向け	1,099	109	4	1,099	109	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	418,540	83,708	3,348	421,471	84,294	3,371
法人等向け	4,549	2,438	97	5,706	2,955	118
中小企業等向け及び個人向け	19,386	10,102	404	17,936	9,313	372
抵当権付住宅ローン	65,748	21,822	872	67,532	22,555	902
3ヶ月以上延滞等	1,495	348	13	1,433	284	11
信用保証協会等保証付	25,598	2,505	100	26,493	2,599	103
共済約款貸付	46	—	—	50	—	—
出資等	1,866	1,866	74	1,846	1,846	73
他の金融機関等の対象資本調達手段	26,401	66,004	2,640	25,942	64,856	2,594
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	177	443	17	223	559	22
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,009	317	12	1,630	245	9
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	—	▲ 30,381	▲ 1,215	—	▲ 20,528	▲ 821
上記以外	24,350	20,850	834	23,684	20,315	812
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	603,877	180,146	7,205	610,047	189,417	7,576
信用リスク・アセットの額の合計額	603,877	180,146	7,205	610,047	189,417	7,576
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	20,781		831	20,574		822
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	200,928		8,037	209,992		8,399

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段およびコア資本に係る調整項目(無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等)により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 注5 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注6 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)) (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		平成27年度				平成28年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		3ヶ月以上延滞エクスポージャー		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
法人	農業	231	231	—	—	226	226	—	—
	林業	11	11	—	—	12	12	—	—
	水産業	6	6	—	—	6	6	—	—
	製造業	499	499	—	—	589	489	100	—
	鉱業	6	6	—	—	2	2	—	—
	建設	1,710	950	601	115	1,665	857	601	114
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス	2,062	36	2,025	—	2,872	44	2,827	—
	熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,001	—	1,001	—	1,004	3	1,001	—
	金融・保険業	1,975	—	1,905	—	680	—	103	—
	卸売・小売・飲食	1,861	1,360	501	—	2,003	1,201	802	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府	12,872	10,155	2,716	—	14,511	8,222	6,289	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外	445,298	7,194	—	129	449,464	7,289	—	115	
個人	113,297	113,206	—	1,250	114,479	114,390	—	1,204	
その他	23,042	—	—	—	22,527	—	—	—	
業種別残高計	603,877	133,659	8,753	1,495	610,047	132,745	11,726	1,433	
1年以下	420,156	1,415	1,802	—	423,249	1,359	418	—	
1年超3年以下	3,703	3,080	623	—	3,070	2,868	202	—	
3年超5年以下	4,380	4,380	—	—	5,685	5,685	—	—	
5年超7年以下	5,796	5,696	100	—	13,161	11,257	1,903	—	
7年超10年以下	18,322	15,416	2,906	—	9,421	7,818	1,102	—	
10年超	98,980	95,659	3,321	—	103,448	95,350	8,097	—	
期限の定めのないもの	52,536	8,010	—	—	52,010	8,405	—	—	
残存期間別残高計	603,877	133,659	8,753	—	610,047	132,745	11,726	—	

- 注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注3 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 注4 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
- 注5 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分(国内・国外)は省略しています。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	平成27年度					平成28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	441	436	—	441	436	436	433	—	436	433
個別貸倒引当金	2,011	1,984	0	2,010	1,984	1,984	2,020	1	1,983	2,020

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度						平成28年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	21	20	—	21	20	—	20	13	—	20	13	—
	製造業	104	123	—	104	123	—	123	122	—	123	122	—
	建設・不動産業	191	200	—	191	200	—	200	218	—	200	218	—
	卸売・小売 飲食・サービス業	52	81	—	52	81	—	81	89	—	81	89	—
	その他	121	98	0	120	98	0	98	101	—	98	101	—
個人	1,520	1,459	0	1,520	1,459	0	1,459	1,475	1	1,457	1,475	0	
業種別計	2,011	1,984	0	2,010	1,984	0	1,984	2,020	1	1,983	2,020	0	

注 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分(国内・国外)は省略しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度			
	リスク・ウエイト	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果 勘案後残高	0%	—	22,293	22,293	—	23,147	23,147
	10%	—	31,629	31,629	—	32,075	32,075
	20%	801	418,596	419,397	901	421,545	422,446
	35%	—	61,202	61,202	—	63,409	63,409
	50%	2,229	1,240	3,470	3,331	1,215	4,547
	75%	—	13,619	13,619	—	12,590	12,590
	100%	—	32,947	32,947	—	31,769	31,769
	150%	—	18,477	18,477	—	85	85
	200%	—	—	—	—	18,368	18,368
	250%	—	177	177	—	223	223
その他	—	700	700	—	1,400	1,400	
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計		3,031	600,883	603,914	4,232	605,831	610,064

- 注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
- 注3 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
- 注4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	200	—	—
法人等向け	21	—	10	—
中小企業等向け及び個人向け	134	1,271	134	1,156
抵当権付住宅ローン	—	4,094	—	3,716
3ヶ月以上延滞等	—	4	—	4
上記以外	13	—	19	—
合 計	169	5,570	165	4,877

- 注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 注2 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注3 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## (2) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

種 類	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	21,131	21,131	20,680	20,680
合 計	21,131	21,131	20,680	20,680

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

## (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

## (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## 金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

[金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)]

算出した金利リスク量は毎月経営層及びALM委員会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### (2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲ 543	▲ 2,067

注 当組合では市場金利が上下2%変動した時に受ける金利リスク量を算出しております。